



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 27 日 (火)
第 607 号

目 次

告 示

○当せん金付証票の発売	455
○指定管理者の指定に係る変更	458
○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	459
○土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧	460
○道路の供用開始	460

公 告

○認定鳥獣捕獲等事業の変更認定	460
-----------------	-----

告 示

栃木県告示第262号

当せん金付証票を次のとおり発売するので、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第 7 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 名称
第435回地域医療等振興自治宝くじ
- 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
- 発売の数及び総額
1,200万枚 12億円
- 証票金額
1 枚 100円
- 証票型式
開封式
- 発売期間
令和 7 (2025) 年 7 月 9 日 (水) から同年 8 月 5 日 (火) まで
- 抽せん期日
令和 7 (2025) 年 8 月 8 日 (金)
- 当せん金品の支払又は交付の開始期日
令和 7 (2025) 年 8 月 14 日 (木)
- 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	1,000万円	1 本
1 等の前後賞		250万円	2 本
1 等の組違い賞		10万円	119 本
2	等	30万円	120 本

3	等	3 万円	2,400本
4	等	5,000円	24,000本
5	等	1,000円	120,000本
6	等	100円	1,200,000本
計			1,346,642本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

II

1 名称

第436回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

3 発売の数及び総額

1,000万枚 20億円

4 証票金額

1 枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

令和 7 (2025) 年 8 月 12 日 (火) から同年 9 月 2 日 (火) まで

7 抽せん期日

令和 7 (2025) 年 9 月 5 日 (金)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和 7 (2025) 年 9 月 10 日 (水)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	10,000万円	1 本
1 等の前後賞		2,500万円	2 本
1 等の組違い賞		10万円	99本
2	等	50万円	200本
3	等	5 万円	2,000本
4	等	1 万円	20,000本
5	等	1,000円	200,000本
6	等	200円	1,000,000本
計			1,222,302本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

III

1 名称

第437回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

3 発売の数及び総額

1,500万枚 30億円

4 証票金額

1 枚 200円

5 証票型式

開封式

6 発売期間

令和 7 (2025) 年 9 月 3 日 (水) から同月 23 日 (火) まで

7 抽せん期日

令和 7 (2025) 年 9 月 26 日 (金)

8 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和 7 (2025) 年 10 月 1 日 (水)

9 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	5,000万円	1 本
1 等の前後賞		1,000万円	2 本
1 等の組違い賞		10万円	149本
2	等	30万円	450本
3	等	10万円	3,000本
4	等	1,000円	300,000本
5	等	200円	1,500,000本
特 別 賞		2 万円	15,000本
計			1,818,602本

10 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

IV

1 名称

第438回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

3 発売の数及び総額

900万枚 18億円

4 証票金額

1 枚 200円

5 証票型式

被封式 (スクラッチ)

6 発売期間

令和 7 (2025) 年 10 月 8 日 (水) から同年 11 月 4 日 (火) まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和 7 (2025) 年 10 月 8 日 (水)

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	500万円	9 本

2	等	5 万円	1,080本
3	等	1 万円	3,600本
4	等	2,000円	90,000本
5	等	200円	2,700,000本
計			2,794,689本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

V

1 名称

第439回地域医療等振興自治宝くじ

2 受託銀行等の名称及び所在地

株式会社みずほ銀行

東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号

3 発売の数及び総額

1,250万枚 25億円

4 証票金額

1 枚 200円

5 証票型式

被封式（スクラッチ）

6 発売期間

令和 7（2025）年 11 月 5 日（水）から同年 12 月 2 日（火）まで

7 当せん金品の支払又は交付の開始期日

令和 7（2025）年 11 月 5 日（水）

8 当せん金品の金額又は種類及び当せんの数

等	級	当せん金	当せん本数
1	等	500万円	25本
2	等	10万円	1,250本
3	等	1 万円	8,750本
4	等	2,000円	50,000本
5	等	200円	3,750,000本
計			3,810,025本

9 その他

- (1) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金品を受領することができない。
- (2) 証票は、転売することができない。

(財政課)

栃木県告示第263号

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第 4 号）第 7 条の規定により指定管理者から変更の届出があったので、同条例第 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7（2025）年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

施 設 の 名 称	指定管理者の名称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日
栃木県立日光霧降 アイスアリーナ	一般財団法人日光市 公共施設振興公社	指定管理者の 代表者の氏名	代表理事 斎藤 信義	代表理事 鈴木 和仁	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県総合運動公 園 (北・中央エリ ア)	総合運動公園北・中 央エリア指定管理グ ループ 代表者 公益財団法 人栃木県スポーツ協 会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 石松 英昭	理事長 北條 俊明	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
とちぎ男女共同参 画センター	公益財団法人とちぎ 男女共同参画財団	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 矢野 哲也	理事長 渡辺 順一	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県井頭公園	井頭公園指定管理グ ループ 代表者 公益財団法 人栃木県民公園福祉 協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 熊倉 一臣	理事長 小野寺 一行	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県那須野が原 公園	那須野が原公園指定 管理グループ 代表者 公益財団法 人栃木県民公園福祉 協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 熊倉 一臣	理事長 小野寺 一行	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県みかも山公 園	みかも山公園指定管 理グループ 代表者 公益財団法 人栃木県民公園福祉 協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 熊倉 一臣	理事長 小野寺 一行	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県日光田母沢 御用邸記念公園	公益財団法人栃木県 民公園福祉協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 熊倉 一臣	理事長 小野寺 一行	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日
栃木県とちぎわん ぱく公園	とちぎわんぱく公園 指定管理グループ 代表者 公益財団法 人栃木県民公園福祉 協会	指定管理者の 代表者の氏名	理事長 熊倉 一臣	理事長 小野寺 一行	令 和 7 (2025) 年 4 月 1 日

(行政改革 I C T 推進課)

栃木県告示第264号

補助金等の名称等を定める告示 (昭和47年栃木県告示第354号) の一部を次のように改正し、令和 7 (2025) 年度分の補助金等から適用する。

令和 7 (2025) 年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

生活文化スポーツ部の部スポーツ振興課の款に次のように加える。

栃木県武道ツーリズム受入態勢整備費補助金	県内で武道ツーリズムの受入態勢を整備する団体等を支援することにより、スポーツと組み合わせた観光・地域づくり等の推進によるスポーツツーリズムの普及や県内外の交流人口の拡大を通じた地域活性化を図る。	栃木県武道ツーリズム受入態勢整備費補助金交付要綱（令和 7 年 5 月 15 日 制定。以下この項において「要綱」という。）の趣旨に合致する事業を実施するために、直接必要となる経費で、要綱別表 1 に掲げる経費	当該経費総額の 2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内で、50 万円を上限とする。	県内で武道ツーリズムの受入態勢を整備する団体等
----------------------	---	---	--	-------------------------

(スポーツ振興課)

栃木県告示第265号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和 7 (2025) 年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
南那須土地改良区	南那須地区土地改良（維持管理）事業	令和 7 (2025) 年 5 月 28 日から同年 6 月 24 日まで	令和 7 (2025) 年 7 月 9 日	塩谷南那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和 7 (2025) 年 5 月 27 日から同年 6 月 25 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
	一般国道 408 号	宇都宮市満美穴町370から 宇都宮市板戸町3865-31まで	令和 7 (2025) 年 5 月 29 日

(道路保全課)

公 告

○認定鳥獣捕獲等事業の変更認定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の7第1項の規定による変更の認定をしたので、同条第2項において準用する同法第18条の5第2項の規定により次のとおり公示す

る。

令和 7 (2025) 年 5 月 27 日

栃木県知事 福 田 富 一

認定鳥獣捕獲等 事業者の名称	住 所	代表者の氏名	変 更 事 項	変 更 年 月 日
一般社団法人 栃木県猟友会	栃木県宇都宮市上戸祭町 60番地 1 栃木防災(株) 2 階	日向野 義幸	鳥獣捕獲等事業の実施体 制に関する事項	令和 7 (2025) 年 5 月 19 日

(自然環境課)